

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年6月14日

千葉商銀信用組合

金融整理管財人 中村嘉秀



金融整理管財人 前田博之



I. はじめに

千葉商銀信用組合は、平成14年1月18日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

預金保険法第80条では、金融整理管財人は就任後遅滞なく、千葉商銀信用組合がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融庁長官に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、その結果、平成14年5月30日には報告書が受理されました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づいて行った千葉商銀信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、千葉商銀信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの職にあった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされている(預金保険法第83条)ことから、就任後、金融整理管財人2名と同補佐人2名とで構成する内部調査委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告致します。

第2 刑事責任追及について

業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について、会計帳簿を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってきましたが、現在まで刑事上の責任追及が可能な事案を発見するに至っておりません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

調査の対象を、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の債務(但し、仮払金を除く)のうち、5,000万円以上の大口融資先とし、調査した不良債権の総額は5,284,187千円(件数46件で総貸出額8,949,126千円の59.05%を占める。平成14年3月31日現在)です。

調査方法は、理事会議事録、融資関係の稟議書、契約書等を1件ずつ精査し、融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に調査を行い、損害賠償責任に結びつくような個別・具体

的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなどあらゆる見地から総合的に行い、判断しました。また、役員または親族企業への融資についてまで網羅的に調査を行ない、違法性が認められる事案があるかどうか調査・検討しました。

2 調査結果

- (1) 千葉商銀信用組合では、平成13年9月までは単体で65,000千円、合算で120,000千円、平成13年9月以降は単体で53,500千円、合算で85,600千円以上が大口融資案件とされており、これについては組織的には、理事長、副理事長、専務理事および常務理事から構成された常務会のなかの融資委員会(常務会メンバーに非常勤理事2名を加えて構成)の判断、決裁に委ねられていましたが、すべての案件について、理事長一人の判断で決裁がなされていたのが実態で、融資委員会は機能しておりませんでした。役員に対する貸出しについても理事会の承諾が必要とされていたものの、理事長の判断で決裁されておりました。

これらの大口の融資に際しては、総じて債務者からの申出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の調査等、事前に確認すべき事項の調査を怠っている案件もあり、保全面においても、貸出当時、担保評価基準がなかったことなどから、担保評価が甘く多額の保全不足が発生しているものも見受けられます。また、これら融資先の中には短期間で多額の融資を実行し、殆ど回収できないまま不良債権化した案件や大口信用供与限度を超過する融資先も見受けられます。さらに迂回融資と思われる貸出や地区外貸出も散見されます。

- (2) さらに回収手続についても、これらの案件の中には債務者の申出どおり安易に条件変更に応じているほか、法的手続をとっていないため、破綻時に貸出金について消滅時効が完成している案件もあります。

3 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣の任務懈怠により中小企業等協同組合法第38条の2に基づく損害賠償責任について調査を行ってきたところですが、民事提訴を行うためには、今後、更に融資金の流れ等の詳細について調査を行う必要があると考えます。

第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する損害賠償責任を問うる案件は発見されたものの、提訴までには更に調査を行う必要がありますので、今後、株式会社整理回収機構において責任追及が行いえるよう、従前の調査資料を同社に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以 上